

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第 130 条の 2 第 2 号の規定により公表する。

令和 8 年 7 月 1 日

石川県知事

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

林道宝達・新宮線及び所司原線除草作業
(羽咋郡宝達志水町宝達、新宮、原、所司原地内)

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

- ・宝達・新宮線 $L=1,171\text{m}$ 、 $A=2,342\text{ m}^2$
- ・所司原線 $L=3,236\text{m}$ 、 $A=6,472\text{ m}^2$

(3) 納入期限(履行期間)

- 宝達・新宮線 令和 8 年 7 月 8 日(水)～令和 8 年 7 月 31 日(金)
- 所司原線 令和 8 年 7 月 8 日(水)～令和 8 年 8 月 31 日(月)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：七尾市小島町二部 33 番地
所 属：中能登農林総合事務所森林部
連絡先：TEL 0767-52-6600 FAX 0767-52-9194

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。
高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 7 日(火) 午前 11 時

(2) 提出先

住 所：七尾市小島町二部 33 番地
所 属：中能登農林総合事務所管理部
連絡先：TEL 0767-52-2583 FAX 0767-52-3151